

別記様式(第5条関係)

自動車運転代行業行政処分票

行政処分を受けた者	認定証の番号	福岡県公安委員会 第900932号
	名称又は記号	32代行サービス
	主たる営業所が所在する市区町村	福岡市城南区
行政処分の処分年月日		令和5年8月9日
行政処分の内容		自動車運転代行業の認定の取消し
行政処分の理由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条第2号に該当
行政処分の理由の根拠となる法令の条項		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第7条第1項第2号
行政処分を行った公安委員会		福岡県公安委員会

- 注 1 「認定証」とは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第5条第2項に規定する認定証をいう。
- 2 行政処分の内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載すること。